

会員の経費の負担に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青少年育成秋田県民会議（以下「県民会議」という。）定款第7条の規定に基づき、会員の経費の負担（以下「会費」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の額)

第2条 県民会議の会費は、次に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

1 正会員

- | | | |
|----------------|----|---------|
| (1) 青少年団体 | 年額 | 3,000円 |
| (2) 青少年育成団体 | 年額 | 3,000円 |
| (3) 青少年育成市民会議 | 年額 | 10,000円 |
| (4) 青少年育成町村民会議 | 年額 | 5,000円 |
| (5) 個人 | 年額 | 2,000円 |

2 賛助会員

- | | | |
|-----------|----|----------------|
| (1) 個人 | 年額 | 1口 1,000円、1口以上 |
| (2) 企業・団体 | 年額 | 1口10,000円、1口以上 |

(会費の納入)

第3条 会員は、会費を毎年9月末日までに納入しなければならない。

(会費の使途)

第4条 会費の使途は、徴収した額に100分の30を乗じて得た額以上に相当する財産については、公益目的事業を行うために使用し、又は処分しなければならない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、総会の決議を経て行うものとする。

(附則)

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。